

## 特別の法人無料職業紹介事業 届出必要書類等

特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるものは、住所を管轄する都道府県労働局を經由して、厚生労働大臣に対して、下記①～⑬の書類等を届け出ることにより、構成員を求人者とし、または構成員もしくは構成員に雇用されている者を求職者として、無料の職業紹介事業を行うことができます。

「特別の法人」に該当するかについては構成員の数等の要件がありますので、届出前に確認のうえ手続きしてください。

### ①特別の法人無料職業紹介事業届出書（様式第1号の2） 【正本1部・コピー2部】

### ②特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号） 【正本1部・コピー2部】

### ③特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）

【正本1部・コピー2部】

- 職業紹介事業の運営において、「取扱職種」や「取扱地域」等を限定する場合に必要となります。  
※特別の法人無料職業紹介事業においては、当該法人の構成員を求人者、または構成員・構成員に雇用されている者を求職者とするものであるため、当該範囲の届出が必須となります。
- 「国外にわたる職業紹介」を行う場合は、下記⑫の書類に併せて提出してください。

### ④定款 【コピー2部】

- 「(無料)職業紹介事業」を行う事業目的が必要です。
- 下記⑤の提出により省略可能です。

### ⑤法人の登記事項証明書（履歴事項証明書） 【正本1部・コピー1部】

- 「(無料)職業紹介事業」を行う事業目的が必要です。
- 届出日前3か月以内に証明されたものを提出してください。
- 上記④の提出により省略可能です。

### ⑥職業紹介責任者の住民票 【正本1部・コピー1部】

- 本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限りません。
- 外国籍の方は国籍および在留資格(特別永住者の方は国籍および特別永住者であること)が記載されたものがが必要です。
- 届出日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

### ⑦職業紹介責任者の履歴書 【正本1部・コピー1部】

- 氏名・住所（居所）・生年月日のほか、最終学歴から現在までの職歴、役員への就任解任状況、賞罰の有無を記載してください。写真の貼付は不要です。
- 職歴に空白期間がある場合、その期間についての説明を記載（求職活動、開業準備等）してください。

### ⑧職業紹介責任者講習受講証明書 【コピー2部】

- 選任した職業紹介責任者の、「職業紹介責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。
- 受講（修了）日が、届出日前5年以内のものに限ります。
- 未成年者を選任することはできません。

## ⑨事業所の使用権を証する書類 【正本1部・コピー1部（賃貸借契約書はコピー2部）】

- 不動産の登記事項証明書、賃貸借（使用貸借）契約書により確認します（建物のみ）。
- 転貸借の場合は所有者の転貸借にかかる同意書および原契約書の写しも併せて提出してください。
- 職業紹介事業の事業所として、使用が可能なもの（使用目的・契約期間）に限ります。
- 参考資料として、事業所のレイアウト図（簡易なもので可）も併せて添付してください。

## ⑩個人情報適正管理規程 【コピー2部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（モデル例あり）。

## ⑪業務の運営に関する規程 【コピー2部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（令和4年職業安定法改正内容を反映したモデル例あり）。

## ⑫国外にわたる職業紹介を行うにあたっては、下記関係書類（日本語訳含む）

【コピー2部（「通達様式第10号」は正本1部・コピー1部）】

- 相手先国の関係法令
- 相手先国において、事業者が職業紹介にかかる活動が認められていることを証する書類
- 取次機関を利用する場合は、
  - ◇ 取次機関が相手先国で職業紹介にかかる活動を認められていることを証する書類（許可証等）
  - ◇ 取次機関および事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類
  - ◇ 取次機関に関する申告書（通達様式第10号）

## ⑬その他

- ①～⑫以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。
- 手数料（収入印紙・登録免許税）は必要ありません。
- 「特別の法人」とは特別の法律によって設立された下記の法人のうち、構成員の数が10以上の者をいいます。
  - 農業協同組合
  - 漁業協同組合または水産加工業協同組合
  - 事業協同組合または中小企業団体中央会
  - 商工会議所
  - 商工組合
  - 商工会
  - 森林組合
  - 農業協同組合連合会
  - 漁業協同組合連合会または水産加工業協同組合連合会
  - 協同組合連合会
  - 日本商工会議所
  - 商工組合連合会
  - 商工会連合会
  - 森林組合連合会

問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831